

# 11月20日(日) 7時～20時 愛媛県知事選挙

問 松前町選挙管理委員会  
☎ 985-4132 FAX 985-4148

## 投票できる人

平成16年11月21日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

- ① 令和4年8月2日までに松前町に転入届を出した(住民登録がある)人で、引き続き松前町に住んでいる人
- ② 松前町の選挙人名簿に登録されていて、令和4年8月3日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、その後も引き続き県内に住んでいる人

※ ②の場合、住民票担当課が発行する「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の確認」を受けることが必要です。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 他市町の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市町での投票となります。

## 投票所入場券

投票所入場券は、11月4日(告示日の翌日)から選挙人に郵送を開始する予定です。投票日が近くなっても投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。

なお、投票所入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受け付けで申し出てください。

## 不在者投票

次に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在者投票ができます。手続きに日数がかかりますので、申請方法・期限などは早めにお問い合わせください。

- ① 仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合

→ 滞在地の選挙管理委員会

- ② 県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合

→ 入院・入所中の施設

※ ①の場合は、郵便で投票用紙の請求、交付、返送を行い、投票します。郵送に日数がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

※ ②の場合は、入院・入所している施設の長に不在者投票をしたい旨を申し出てください。

## 期日前投票

仕事、病気やレジャーなどで投票日に投票できない人は、「期日前投票」ができます。感染症対策で、当日の密集を避けることも、期日前投票を行う理由として認められています。投票日当日に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

- ▶ 日程 11月4日(金)～19日(土)  
8時30分～20時

- ▶ 場所 役場2階大会議室



投票所入場券裏面の宣誓書に記入を

## 投票所

お住まいの区域によって投票所が異なります。投票所入場券にも記載していますので、ご確認ください。

投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	古城幼稚園	本村・筒井
第4	出作集会所	徳丸・中川原・出作
第5	東公民館	神崎・鶴吉

投票区	投票所	区域
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9	北川原集会所	北川原・塩屋